

加 税 収 第 2 4 8 号

平 成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

公益社団法人 行田法人会
会 長 鈴 木 秀 憲 様
加須支部長 鳥 海 靖 久 様

加須市長 大 橋 良



平成 2 9 年度税制改正に関する提言について (回答)

日頃より、市政について御理解御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴会より提出いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

問合せ先

加須市税務課市民税担当 野 本

電話 0480-62-1111 内線 126

平成29年度税制改正に関する提言（重点項目・加須市用）に対する回答

1. 地方のあり方

【提言内容】

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通基本理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚くして保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

【回 答】

本市では、これまで、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の目線に立った行政サービスを提供していくため、経費の削減に取り組み、市役所のスリム化とともに行政サービスの維持・向上に努めてきました。

しかしながら、急激に進む少子高齢化などによる社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少による税収入の減少に加え、地方交付税が合併算定替により段階的に縮減されるなど、市を取り巻く環境は、対策を講じなければ大変厳しい状況になることが予想されます。

これらの市を取り巻く環境を見据え、さらに新たな行政課題や市民ニーズに対応するためにも、「収支の均衡」「債務残高の圧縮」「将来への備え」の3つを財政運営の基本姿勢として、今後も引き続き、安定した行政サービスを維持できる財政運営に努めるとともに、効率的な行政運営を一層推進してまいります。

【政策調整課、財政課】

2. 行政改革の徹底

【提言内容】

「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より重要である。特に、議員・公務員の定数削減、および議員・公務員人件費の抑制等は急務であると考えます。また、議員の政務活動費の透明性を高める（ネット開示）必要がある。

【回 答】

公務員

合併後の加須市は、11万人を超える市民と、133平方キロメートルの市域を擁する大きな市となり、地方分権時代を迎えている中、これまで以上に自らの責任と判断で、主体的に行政運営を進めていくことが求められています。特に、複雑多様化する市民ニーズを的確に遂行するために必要な職員数とすることが求められます。そこで、職員個々の能力を向上させ、それらを有効に活用し、全体としての「市役所力」を高めていくことが必要であると考えております。

このようなことから、平成23年10月に加須市職員能力開発基本方針を定め、職員の意識改革と能力の向上に努めており、能力を引き出す人事管理として、昇任試験制度や人事評価制度等を実施しております。

また、給与については、民間準拠原則を採用しております。これは、人事院の「国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法である。」という方針に倣ったものであります。

なお、一般職職員の給与は、国の人事院勧告だけではなく、埼玉県的人事委員会勧告を改定の基礎とし、平成28年度においても国の人事院勧告及び埼玉県的人事委員会勧告を踏まえて、給料表や諸手当を改訂しました。

加須市では、人件費の抑制への取組の一環として、平成23年3月に加須市定員適正化計画を策定し、定員の適正化に取り組んでおり、平成22年4月1日現在の職員数797人を基準として、10年後の平成32年4月1日現在の職員数を687人(▲110人(▲13.8%))とすることを目標としています。

平成28年4月1日現在の職員数は737人であり、これまでに職員数60人を削減しています。

今後も引き続き、市民サービスの維持・向上を第一に考え、職員の年齢構成の平準化や民間委託の推進などを考慮しながら、定員の適正化及び人件費の削減に努めてまいります。

【業務改善課、職員課】

議員

議員定数については、厳しい財政状況の下、市民の声や人口規模、面積に対する近隣自治体との比較検討等を踏まえ、平成26年第3回定例会において、議員定数を32人から28人へ4人削減する「加須市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が可決・成立され、公布施行されました。(適用：平成27年4月19日告示の加須市議会議員選挙から)

また、議員人件費の抑制等については、類似団体等との比較検討を行う等、調査研究に努めると共に、政務活動費の透明性を高める(ネット開示)ことについては、市民に関わった議会を推進する中で、調査研究を重ね検討してまいります。

【議会事務局議事課】

3. 地方税関係

(1)

【提言内容】

固定資産税は、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者が自ら申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

【回 答】

固定資産の評価については、地方税法第 388 条の規定に基づき総務大臣が定めて告示した『固定資産評価基準』に従って、実施しております。

その評価額をもとに算定した課税標準額に、固定資産税は地方税法第 350 条に規定された標準税率（1.4%）をもとに条例で定めた税率（1.4%）を乗じ、都市計画税は地方税法第 702 条の 4 に規定された制限税率（0.3%）をもとに条例で定めた税率（0.2%）を乗じて税額を算定し、地方税法第 364 条の規定に基づき税額等を記載した納税通知書を各納税者に送付しております。

また、固定資産税及び都市計画税の評価方法及び課税方法については、法律および評価基準等に則り、土地及び家屋については賦課課税方式、償却資産については申告納税方式と規定されており、抜本的見直しについては、法律及び評価基準等の改正が必要となります。

なお、固定資産税及び都市計画税については、制度に対する信頼を高めるため、広報紙や市のホームページ又は家屋調査時に説明をするなど、機会を捉えて周知をしております。

今後においても、固定資産税及び都市計画税の説明を丁寧に行い、納税義務者の信頼を高める努力を続けてまいります。

【税務課】

(2)

【提言内容】

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

【回 答】

事業所税は、昭和 50 年に創設され、東京都の 23 区内において特例で都税として課税されるほか、政令指定都市の人口 30 万以上で政令に定める市が課税団体となります。

本市は、事業所税の課税団体とは、なっておりません。

【税務課】